

平成30年7月の豪雨災害で被災された松山市民の方に 特別援護資金貸付金の申し込みを受け付けます

松山市民のみなさんが、平成30年7月6日からの豪雨災害で一定以上の被害を受けた場合、生活の立て直しを図っていただくため、松山市災害被災者特別援護資金の貸し付けを行います。

1. 貸付の対象になる方

次の内容の被害を受けた松山市民の方で、市税に滞納のない方

- (1) 一般世帯の方 住宅や家財（乗用車を除く）、倉庫等
- (2) 農林漁業者の方 農林漁業用の施設、設備、機械器具（運搬車両を含む。）、
漁船、漁具その他の農林漁業用資機材
- (3) 商工業者の方 店舗、工場、事務所等の施設、設備、器具、車両（乗用車を除く）
運搬具、商品、原材料

※農林漁業者、商工業者の方でご自宅が被害を受けた場合は、(1)も申し込みできます。

2. 貸付金額

被害や復旧等にかかる相当額で上限は100万円です（無利子）

3. 申込期間

平成30年7月17日（火曜日）～平成30年9月28日（金曜日）

窓口での受付は、期間中平日の午前9時～午後5時（ただし、受付状況で土・日・祝も対応します）

郵送の場合は、最終日当日消印有効

4. 提出していただく書類

- ① 松山市災害被災者特別援護資金借入申込書（印不要）
- ② 写真等、被災状況の確認ができるもの
- ③ 連帯保証人の市税完納証明書
- ④ 貸付資金の用途の見積書（原本） **※一般世帯の方は不要です**
- ⑤ 商工業者とわかる書類（商工業者のみ）

5. その他の要件

以下の要件を満たす連帯保証人が1人必要です。

- ① 松山市に住民票がある人
- ② この貸付で他の借入申込者の連帯保証人になっていない人
- ③ 前年度の市県民税（所得割）又は固定資産税が課税されている人
- ④ 市税を滞納していない人

6. 受付方法

下記申込先に直接ご持参いただくか、郵送にてご提出ください。

**窓口にお越しいただく場合、お電話での予約を受け付けています。
予約のない場合は、お待ちいただくことがありますのでご了承ください。**

7. 申込・お問い合わせ **※ご不明な点は、各担当部署までお問合せください。**

〒790-8571

松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所（1）～（3）の各担当課

（1）一般世帯の方

市民参画まちづくり課（本館9階 電話 089-948-6814）

（2）農林漁業者の方

農林水産課（本館8階 電話 089-948-6566）、または各農協

（3）商工業者の方

地域経済課（本館8階 電話 089-948-6783）

◎貸付の決定について

借入申込書は、市で審査し、審査結果の通知書をお送りします。

貸付が決定した方には、合わせて必要書類を送付しますので、借入手続きをお願いします。